

議案第26号説明資料

令和4年8月30日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	2～4
施行日	5
新旧対照表	6～10

総務課

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○改正概要

令和3年8月に人事院から「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、令和4年4月に「国家公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、同年5月には人事院規則が改正されました。

また、地方公務員に対しても、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められることから、令和4年4月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正が行われています。

本町においても、法改正に伴う所要の整備を行い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための環境整備を進めるため、「大磯町職員の育児休業等に関する条例」の規定の改正を行うものです。

○改正内容

1 育児休業の取得回数制限の緩和（第3条の2関係）

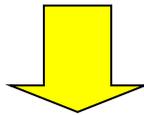
【地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容】

- ・育児休業の取得回数について、原則1回までとの制限を、原則2回までに緩和します。
- ・上記の育児休業とは別に、子の出生後8週間（57日間）以内に1回まで認められていた育児休業（産後パパ育休）を、2回まで取得可能とします。

改正前

- ① 育児休業 1回まで
- ② ①のほか、出生後8週間（57日間）以内の育児休業（産後パパ育休） 1回まで

【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】



改正後

- ① 育児休業 2回まで
- ② ①のほか、出生後8週間（57日間）以内の育児休業（産後パパ育休） 2回まで

【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】



【地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う対応】

- ・上記改正に伴い、条項ずれが発生するため、所要の整備を行います。

- 2 非常勤職員の取得要件の緩和、取得の柔軟化
(第2条、第2条の3、第2条の4、第3条関係)

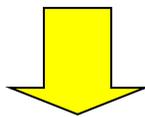
【人事院規則の改正に合わせた対応】

- ① 非常勤職員が子の出生後8週間(57日間)以内に育児休業を取得する場合の要件を緩和します。

改正前

育児休業の取得要件

- (ア) 子が1歳6か月に達する日以降も引き続き在職することが見込まれること。
(イ) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。



改正後

A 子の出生後8週間(57日間)以内の育児休業の取得要件

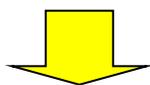
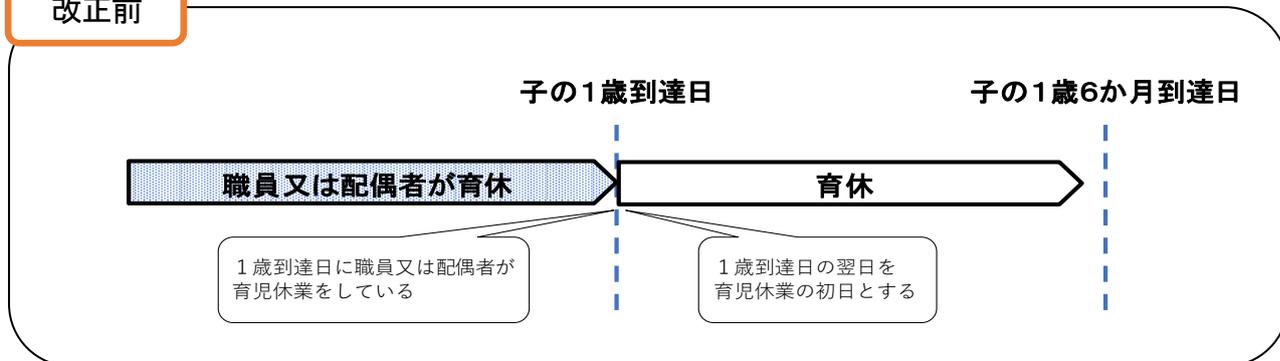
- (ア) 子の出生日から起算して8週間(57日間)と6月が経過する日以降も引き続き在職することが見込まれること。
(イ) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。

B 子の出生後8週間(57日間)経過後の育児休業の取得要件(変更なし)

- (ア) 子が1歳6か月に達する日以降も引き続き在職することが見込まれること。
(イ) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。

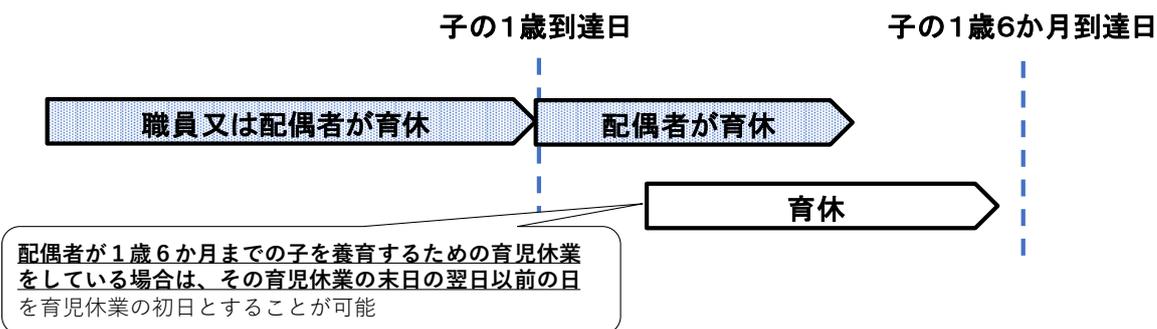
- ② 子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とします。

改正前



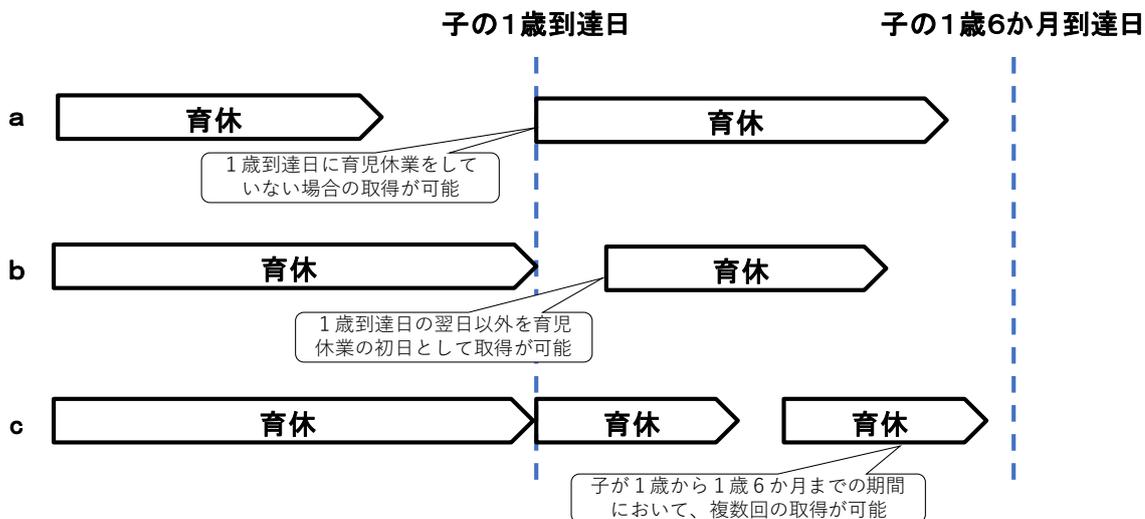
改正後

- ・ 1歳到達日以降、配偶者と交代で取得が可能



- ・ 特別の事情(※)がある場合、より柔軟な取得が可能

(※) 特別の事情・・・他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡したこと等



※1歳6か月から2歳までの育児休業についても、上記と同様となります。

○施行日

令和4年10月1日

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に<u>育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)<u>において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引</u></p>	<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>

改正案	現行
<p>げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第</p>	<p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 省略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし</p>

改正案	現行
<p><u>2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p>	<p><u>ている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p>
<p><u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p>	
<p><u>(2) 省略</u></p>	<p><u>(1) 省略</u></p>
<p><u>(3) 省略</u></p>	<p><u>(2) 省略</u></p>
<p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p>
<p><u>(1)～(4) 省略</u></p>	<p>(1)～(4) 省略</p>
<p><u>(5) 省略</u></p>	<p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について規則に定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p>
<p><u>(6) 省略</u></p>	<p><u>(6) 省略</u></p>
<p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の</u></p>	<p><u>(7) 省略</u></p>
<p><u>している非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p>	<p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている</u></p>

改正案	現行
<p>期間の末日とする育児休業をしている<u>ものが</u>、当該<u>任期を更新され</u>、又は当該任期の満了後<u>引き続いて特定職に採用されることに伴い</u>、<u>当該育児休業に係る子について</u>、当該更新前の任期の<u>末日の翌日又は当該採用の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする<u>こと</u>。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>第4条～第26条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>	<p><u>非常勤職員が</u>、当該<u>育児休業に係る子について</u>、当該<u>任期が更新され</u>、又は当該任期の満了後<u>に特定職に引き続き採用されることに伴い</u>、<u>当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする<u>こと</u>。</p> <p>第4条～第26条 省略</p>